

米国 TSCA 8条(a)(7) PFAS 報告規則公表

米国環境保護庁（EPA）は、2023年10月にパーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）報告規則を公表しました。本規則は2023年11月13日に施行となり、この日から1年後の2024年11月12日から報告期間が開始します。パブリックコメントを考慮し、規則提案時より開始が6ヶ月後ろ倒しに設定されました。他の変更点を含め、以下概要をご参照ください。

<本規則における PFAS 定義・概要>

報告対象者	2011年1月1日から規則発効日の間に報告対象 PFAS を製造・輸入した者
報告期間	2024年11月12日から6ヶ月間 (成型品輸入のみ行い、かつ小規模製造事業者に該当する場合は12か月間)
PFAS 定義	以下3つの構造のうち少なくとも1つを含む物質 • $R-(CF_2)-CF(R')R''$ (CF_2 and CF の両部分は飽和炭素である) • $R-CF_2 OCF_2-R'$ (R および R' は、 F 、 O または飽和炭素のいずれかである) • $CF_3 C(CF_3)R'R''$ (R' および R'' は、 F または飽和炭素のいずれかである) 以下ウェブサイトにて、本定義に合致する物質の一覧を提供予定。ただし、リストにない物質でも定義に該当する物質は本規則の対象となる。 https://comptox.epa.gov/dashboard/
報告要件	物質情報、用途分類、製造量・輸入量、加工量、副生成物、作業員数、 作業員へのばく露頻度と時間、廃棄方法など、4年毎の数量報告（CDR）と似た情報 (成型品の輸入、10 kg/年未満で R&D 目的の場合、簡易な書式利用のオプションあり) 以下リンク先より、報告要件が記載されたシートがダウンロードいただけます。 https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OPPT-2020-0549-0187
記録保管	EPA への報告情報：5年間
注意	不純物、副生成物、R&D、成型品、小規模事業者の免除なし

ここがポイント💡

成型品の輸入者も報告が必要となります。

標準書式での報告が原則必要で、書式で求められる情報を「知っている、又は合理的に把握可能」な場合については必須。一方で、同情報を「知らない、又は合理的に把握できない」場合には、簡略化された書式で提出するオプションも設けられました。また、標準書式と簡略化書式の両方とも輸入量の情報が求められます。標準書式では成型品中の PFAS 自体の数量を報告するのに対して、簡略化書式では輸入した成型品の総重量（例：ポンド、トン）や数量（例：車の台数）で報告することができます。

参考：

EPA | Toxic Substances Control Act Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/10/11/2023-22094/toxic-substances-control-act-reporting-and-recordkeeping-requirements-for-perfluoroalkyl-and#h-28>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>